

料金表

適用区分	使用量区分	基本料金	従量料金単価 円/m ³
料金区分 A区分	0.0 ～ 5.0 m ³ まで	1,800	610 円/m ³
料金区分 B区分	5.1 ～ 10.0 m ³ まで	1,800	540 円/m ³
料金区分 C区分	10.1 ～ 20.0 m ³ まで	1,800	490 円/m ³
料金区分 D区分	20.1 m ³ をこえるもの	1,800	380 円/m ³

(消費税抜)

【ガス料金の算定基礎】

基本料金はLPガスの使用量に関係なくガスの安定供給のために固定的に徴収する料金です。
従量料金はLPガスの使用量に応じて徴収する料金です。

《基本料金に含まれるもの》

- ① 供給設備原価償却費
(ガスメータ、容器、調整器、配管、工事費等)
- ② 供給設備点検調査、管理費等
- ③ LPガス賠償責任保険料等
- ④ 検針等に係わる費用等

《従量料金に含まれるもの》

- ① LPガス原料費
- ② LPガス配送費
- ③ LPガス販売に係る諸経費等

【ガス料金計算方法】

(1) 通常の計算 [ガス料金] = [基本料金] + [従量料金]

	基本料金	-----従量料金-----
使用量が料金区分Aの場合	= 1,800 + (610 × 使用量)	
使用量が料金区分Bの場合	= 1,800 + (540 × (使用量 - 5.0)) + 3,050 円)	
使用量が料金区分Cの場合	= 1,800 + (490 × (使用量 - 10.0)) + 5,750 円)	
使用量が料金区分Dの場合	= 1,800 + (380 × (使用量 - 20.0)) + 10,650 円)	

※ 【ガス料金の算定基礎】に《設備利用料》等 金額の記載がある場合は

$$[ガス料金] = [基本料金] + [従量料金] + [設備利用料] とします$$

※ 税抜きの場合は上記計算結果に消費税が加算されます。

(2) 基本料金の日割計算

日割計算は 日数 [検針日 - 前回検針日] が 20 日以下の場合に適用いたします

$$\text{日割基本料金} = (\text{検針日} - \text{前回検針日}) \times (1,800 \div 30)$$

【消費税】

(1) 消費税は 8.0% とします。

株式会社LPガス

秋田県潟上市天王字コアツコ50-1

TEL 0188-78-4981

FAX 0188-78-4981